

伊勢市公報

第379号
令和3年8月20日
金曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	14
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	26
○ 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則	28
選挙管理委員会訓令	
○ 伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令	30
告 示	
○ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	32
○ 道路の区域変更について	33
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	34
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	36
選挙管理委員会告示	
○ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	37
○ 投票記載所における氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所について	38
○ 不在者投票用紙等の交付場所について	39
○ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	40
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	41
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	42
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	43
○ 公示送達	44
○ 伊勢市再犯防止推進計画の策定について	45
○ 公示送達	46
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	47
○ 公示送達	48
監査委員公表	
○ 令和2年度定期監査等結果に対する措置状況について	51

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第39号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第78条の2の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請並びに法」を「又は第115条の12第1項の規定による申請は指定申請書（様式第1号）により、法」に、「の規定において」を「において」に、「、指定地域密着型サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により」を「指定更新申請書（様式第1号の2）により、それぞれ」に改める。

第3条第1項中「第78条の5及び第115条の15」を「第78条の5第1項又は第115条の15第1項」に、「第131条の13第1項及び第140条の30第1項」を「第131条の13第1項各号又は第140条の30第1項各号」に、「事業の廃止、休止又は」を「休止した事業の」に、「廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条第2項中「廃止・休止・再開届出書」を「廃止・休止届出書」に改め、同項ただし書中「に規定する届出」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書（様式第4号）により行うものとする。

第4条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 都市						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
		Email						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日			
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 都市							
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	同一所在地において行う事業等の種類			指定申請対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						
		認知症対応型通所介護						
		小規模多機能型居宅介護						
		認知症対応型共同生活介護						
		地域密着型特定施設入居者生活介護						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
		複合型サービス						
	地域密着型通所介護							
居宅介護支援事業								
介護予防 サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護							
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)					

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職名 ・氏名・生年月日	Email		
	代表者の住所	職名	フリガナ 氏名	生年月日
事 業 所	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市		
	事業等の種類	介護保険事業所番号		
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき。			
管 理 者	フリガナ 氏名		生年月日	
	住所	(郵便番号 -) 県 郡市		

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

変更届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
指定内容を変更した事業所等		名称											
		所在地											
サービスの種類													
変更年月日		年			月			日					
変更があった事項(該当に○)		変更の内容											
	事業所(施設)の名称	(変更前)											
	事業所(施設)の所在地												
	申請者の名称												
	主たる事務所の所在地												
	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所												
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)												
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等												
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)											
	運営規程												
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関												
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
	本体施設、本体施設との移動経路等												
	併設施設の状況等												
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												

再開届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
開設者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
再開した事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
再開した年月日	年			月			日		

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
 開設者 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
廃止(休止)する事業所	名称										
	所在地										
サービスの種類											
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止										
廃止・休止する年月日	年 月 日										
廃止・休止する理由											
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置											
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日										

様式第4号の次に次の1様式を加える。

指定辞退届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
 開設者 (所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業所番号	:	:	:	:	:	:	:	:
指定を辞退する施設	名称								
	所在地								
指定を受けた年月日		年		月		日			
指定を辞退する年月日		年		月		日			
指定を辞退する理由									
現に施設に入所している者に対する措置									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の相当する様式によるものとみなす。

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に
関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第40号

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第79条第1項の規定による申請は指定申請書（様式第1号）により、法第79条の2第1項の規定による申請は指定更新申請書（様式第1号の2）により、法第115条の22第1項の規定による申請又は法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は指定介護予防支援事業所指定（更新）申請書（様式第1号の3）により、それぞれ行うものとする。

第3条中「第82条及び」を「第82条第1項又は」に、「第115条の25」を「第115条の25第1項」に、「及び第140条の37第1項に掲げる事項」を「又は第140条の37第1項に規定する事項」に、「事業の廃止、休止、又は」を「休止した事業の」に、「廃止・休止・再開届出書」を「再開届出書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第82条第2項又は法第115条の25第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書（様式第4号）により行うものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 都市						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
		Email						
代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日			
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 都市							
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	同一所在地において行う事業等の種類			指定申請 対象事業 (該当事業に○)	既に指定を受 けている事業 (該当事業に○)	指定申請をする事 業の開始予定年月 日	様 式	
	地域 密着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護						
		認知症対応型通所介護						
		小規模多機能型居宅介護						
		認知症対応型共同生活介護						
		地域密着型特定施設入居者生活介護						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
		複合型サービス						
	地域密着型通所介護							
居宅介護支援事業								
サ ー ビ ス 防 止 型	介護予防認知症対応型通所介護							
	介護予防小規模多機能型居宅介護							
	介護予防認知症対応型共同生活介護							
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)					

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第1号の2(第2条関係)

指定地域密着型サービス事業所
 指定地域密着型介護予防サービス事業所
 指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称			
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職名 ・氏名・生年月日	Email		
	代表者の住所	職名	フリガナ 氏名	生年月日
事 業 所	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市		
	事業等の種類	介護保険事業所番号		
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称			
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき。			
管 理 者	フリガナ 氏名		生年月日	
	住所	(郵便番号 -) 県 郡市		

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

変更届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
指定内容を変更した事業所等		名称											
		所在地											
サービスの種類													
変更年月日		年			月			日					
変更があった事項(該当に○)		変更の内容											
	事業所(施設)の名称	(変更前)											
	事業所(施設)の所在地												
	申請者の名称												
	主たる事務所の所在地												
	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所												
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)												
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等												
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)											
	運営規程												
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関												
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制												
	本体施設、本体施設との移動経路等												
	併設施設の状況等												
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号												

再開届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所
開設者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号								
再開した事業所	名称								
	所在地								
サービスの種類									
再開した年月日	年			月			日		

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

廃止・休止届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

	介護保険事業所番号
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の相当する様式によるものとみなす。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 41 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「母子保護の実施を」を「母子保護の実施が」に改める。
別表備考第 7 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年8月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 42 号

伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市職員管理職手当支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 31 号)
の一部を次のように改正する。

別表選挙管理委員会の事務部局の部に次のように加える。

副参事	40,000 円
-----	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように公表する。

令和3年8月6日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

伊勢市選挙管理委員会訓令第1号

伊勢市選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市選挙管理委員会規程（平成17年伊勢市選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「事務局次長」を「副参事、事務局次長」に改める。

第17条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「事務局長」を「上司」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 141 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 20 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
特定非営利活動法人和泉
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 民家型デイサービス ほほえみ
所在地 伊勢市古市町 15 番地 8
- 3 指定の年月日
令和 3 年 8 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市告示第 142 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	御 菌 3 号 線	御 菌 町 長 屋 字 吉 祥 2913 番 地 先 から 御 菌 町 長 屋 字 吉 祥 2913 番 地 先 ま で	旧	6.2～6.2	4.2
			新	6.2～9.3	4.2

伊勢市告示第 143 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 8 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 3 年 7 月 21 日 午後 3 時	伊勢市宮後 2 丁目地内	1 台
原動機付自転車	令和 3 年 7 月 22 日 午後 3 時	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薊町高向地内)	1 台
〃	〃	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	1 台
計			3 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和3年8月13日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和3年8月20日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第46号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について
 - 議案第47号 伊勢市教育集会所条例等の一部改正について
 - 議案第48号 奨学生の決定について
 - 議案第49号 就学等に関する規則等の一部改正について
 - 議案第50号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について
 - 議案第51号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の辞任に伴う補欠委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

令和3年9月12日執行予定の三重県知事選挙に伴い、令和3年8月9日から同年9月12日までの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、令和3年9月13日以後に延期します。

令和3年8月14日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

令和3年9月12日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

令和3年8月14日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和3年8月26日（木）午後6時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所本庁舎東館4階
伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

令和3年9月12日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付
場所を、下記のとおり定めます。

令和3年8月14日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田 節夫

記

- | | | |
|---|----------------|-----------------------------|
| 1 | 伊勢市岩淵1丁目7番29号 | 伊勢市役所本庁舎東館4階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋420番地1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町540番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋1221番地 | 御菌公民館 |
| 5 | 伊勢市船江1丁目471番地1 | ミタス伊勢 |

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

令和3年9月12日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙等を
選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、
選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

令和3年8月14日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

伊勢市農業委員会告示第9号

伊勢市農業委員会第188回総会を次のとおり招集します。

令和3年8月5日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年8月12日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市立御園公民館 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 3 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
129	有限会社 鳥羽配管設 備	鳥羽市屋内町 4 番 7 号	令和 3 年 7 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日

伊勢市公告第 44 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 46 号

伊勢市再犯防止推進計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 3 年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総務課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 47 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 8 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 48 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出はありませんでした。

令和 3 年 8 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 49 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 8 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市監査委員公表第3号

令和2年度定期監査等結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年8月5日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	辻	孝記

定期監査等結果に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
総務課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。例規審査等によるものが要因であるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。	「実施中」 職員の健康保持に配慮するとともに、事務の見直し等を行い、時間外勤務の削減に努めています。
職員課	（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。会計年度任用職員制度の開始に伴う事務等に時間を要したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努められたい。	「実施中」 職員の心身の健康に配慮するとともに、事務の見直し、事務の平準化等を図り、時間外勤務の削減に努めています。
課税課	（１）伊勢地区税務事務研究会の経理事務において、請求日から 15 日を超えて支払われている事例があった。公金の取扱いに準じて事務処理をされたい。	「措置済み」 請求日から 15 日以内に支払うように改善済みです。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
企画調整課 （情報政策課より業務移管）	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国勢調査に係る事務によるものが要因であるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。	「措置済み」 令和 2 年度については、国勢調査事務の実施による業務量の増加に伴い、職員の時間外勤務時間数は増加しましたが、労働者派遣業務委託及び職員の勤務日の振替を活用し、業務の前倒しや配置職員数の抑制を行い、時間外勤務の削減及び業務の平準化に努めながら事務を遂行しました。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
契約課	（１）契約約款の代金について、課内で保管し、数日分をまとめて払い込んでいる事例があった。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。	「措置済み」 現金の保管について、数日分をまとめて払い込むことのないよう、速やかに決裁及び入金処理を行うことを徹底しました。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
支所	（１）自治会で集めた募金について、現金での保管期間が長い事例があった。現金を長期間保管することは紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な処理をされたい。	「措置済み」 口座を開設し、対応済みです。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
医療保険課	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国民健康保険料業務においてシステムのスケジュールの都合上、休日出勤が重なったためであるが、労働基準法では時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。	「実施中」 職員の健康保持に十分配慮しながら、業務の管理及びスケジュール調整を徹底し、時間外の削減に努めます。 特定の職員に業務が集中しないように業務の見直し及び平準化に取り組んでいます。
高齢・障がい福祉課 （高齢者支援課）	（１）補助金の交付及び概算払いについて、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 次長決裁に是正しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理に努めます。
生活支援課	（１）郵便切手受払簿について、使用枚数及び残高の記載誤りがあった。金券の保管管理業務は現金取扱	「措置済み」 記載誤りは、確認し訂正しました。 受払簿記載の際は、使用枚数と残高

	いに準じて厳正に管理されたい。	を確認するよう課内職員に周知徹底しました。
福祉総務課	(1) 過去の生活支援貸付金の貸付事務において、必要書類に不足があった。適切な事務処理をされたい。	「措置済み」 生活支援貸付金の貸付事務について、適切な事務処理を確認しました。今後は、必要書類の添付漏れがないよう適切な処理を行っていきます。
こども発達支援室	(1) コピー代金の領収書について、出納員の印と間違えて收受印を押したものがあつた。領収の際には十分注意し、正確な事務処理をされたい。	「措置済み」 速やかに領収書相手先に連絡し、出納員の印に訂正しました。 今後は、押印の際には複数の職員で確認を行うなど再発防止に努めます。
福祉総務課 (特別定額給付金対策室)	(1) 時間外勤務が月 200 時間を超えている職員がいる。 特別定額給付金の支給に係る業務によるものであるが、職員の健康保持に十分配慮するとともに、その改善を図られたい。	「実施中」 延べ 799 名の職員の協力をいただきましたが、給付金対策室の事務局内部の事務量に見合った職員数が不足し、多量の時間外勤務となつてしまいました。 担当業務により、時間外勤務量に僅かな差異は発生しましたが、特定の職員に時間外勤務が偏ることのないよう、特別定額給付金対策室の職員全員で対応を行っております。 健康福祉部内の時間外検討会議において、今回のような状況に陥らないよう、顛末及び課題の申し送りを行いました。

【産業観光部】

所管課等	監査結果 (指摘事項)	措置状況
商工労政課	(1) 補助金の交付について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があつた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。 (2) 産業支援センターの指定管理	「措置済み」 事務決裁規程で定める決裁権者に是正しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理に努めます。 「措置済み」

	において、報告書が期限内に提出されていない事例があった。受託者に、協定書で定めた期限を遵守するよう指導されたい。	協定書で定めた期限を遵守するよう指導しました。今後は、連絡調整を行い、適切な事務処理に努めます。
農林水産課	(1) 鳥獣飼養許可手数料の領収書について、領収日に誤りがあった。領収の際には十分注意し、正確な事務処理をされたい。	「措置済み」 鳥獣飼養許可手数料の領収事務について、速やかに対応を行いました。今後、領収の際には金額及び日付を複数人で確認することを徹底致します。
観光振興課	(1) お伊勢さんマラソン実行委員会における旅費の領収について、一覧表を作成し各委員の押印を受けているが、領収金額及び領収した旨の記載事項が明示されていない。適切な事務処理をされたい。 (2) 伊勢神宮奉納全国花火大会委員会が管理する収入印紙について、前年度からの繰越分があるにも関わらず、今年度の受払簿が作成されていない。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理をされたい。	「措置済み」 旅費支払いに係る領収書については、支払い金額及び領収した旨の記載を行う措置を行いました。 事務処理については、今後適正に処理を行います。 「措置済み」 収入印紙に係る受払簿については、指摘後、速やかに作成しました。 現金取扱いに関しては、今後適正に管理いたします。

【都市整備部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
監理課	(1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。職員の休職及び新任職員の配置により、年度当初の経理事務が限られた職員に集中したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、引き続き改善に努められたい。	「実施中」 職員の心身の健康に配慮するとともに、課内での応援体制をとり、業務量の平準化、事務の見直し等を図り、時間外の削減に努めます。
交通政策課	(1) 委託業務契約書に、当該業務	「措置済み」

	とは全く関係のない不要な書類が綴じられていた。適切な事務処理をされたい。	速やかに適切な事務処理を行いました。 今後は契約書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。
基盤整備課	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。豪雨や台風による災害復旧業務が要因であるが、労働基準法では、時間外勤務の上限が規制されている。その趣旨から月 60 時間超えを時間外勤務管理の指標とし、その削減に努められたい。	「実施中」 令和 2 年 8 月については、河川の災害復旧に係る業務に多くの時間外勤務を行いました。主に河川系の業務ですが、以後、課内での業務分担を検討しました。その結果、他の 2 係でもその業務の一部を担うことによって、時間外勤務が 1 人または 1 係に集中することのないよう、共有認識したところです。 今後は、課全体で業務遂行していくよう努めます。

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	(1) 賓日館の指定管理において、入館料の変更の申請が期限までに提出されていない事例があった。受託者に、協定書で定めた事項を遵守するよう指導されたい。	「措置済み」 賓日館の指定管理者へ担当者から指導済みです。

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	(1) 令和元年度に実施した講習会について、講師謝金の支払遅延があった。適切に事務が行われるよう、事務処理の管理を見直しされたい。 (2) 安全衛生委員会小俣総合支所部会について、結果報告書が作成されていない。会議の結果については、適切に記録をされたい。	「措置済み」 講習会の実施とその経費支出についての起案を一つにまとめ、一連に事務処理を行うよう、見直しを行いました。 「措置済み」 会議開催後、速やかに結果報告書を作成することとしました。

【会計課】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
会計課	<p>（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。3月から5月にかけて集中する書類審査業務が要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、引き続き改善に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>審査係では、毎年3月～5月に支払件数が集中することから、特に多い4月の時間外勤務を分散させるため、3月中旬より順次審査を前倒しで進めることや、係長1名が担っていた二次審査を主査級の職員も行うようにするなどの取り組みを行っています。</p> <p>また、これまで特定の日において過剰に支払件数が集中していた状況を解消するため、(最大約 1000 件)、令和2年度より支払書類提出ルールを大幅に見直し、分散化を図りました。</p> <p>今後もこれらの取り組みを継続し、時間外勤務の削減に努めます。</p>

【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
農業委員会事務局	<p>（１）領収した証明手数料を事務局で保管し、1か月間をまとめて翌月に払い込んでいる。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。</p> <p>（２）領収印の印面が摩滅しており、押印した文字が判読できない。適切なものに改められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>領収した証明手数料については、紛失等のリスクが伴わないよう、その都度速やかに、適切な事務処理を行っています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>速やかに領収印を新調しました。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
	<p>（１）時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。年度当初の繁忙期に、人事異動による新任者の時</p>	<p>「実施中」</p> <p>令和2年度については、事務部門を中心に時間外勤務の改善が図られた</p>

<p>間外勤務が増加したことが要因であるが、厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努められたい。</p> <p>(2) 病院事業会計規程に規定されている現金取扱員の任命手続きが行われていない。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 復命書について、期限内に作成していない事例があった。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 委託契約書について、仕様の詳細を定めた書類が添付されていない事例があった。適切な事務処理をされたい。</p> <p>(5) 学会参加費等の支払いについて、立替払いを行っている事例があった。立替払いの発生に注意し、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(6) 病院の駐車場を部外に貸し出した際に、病院事業会計規程に定められた行政財産の目的外使用許可の手續きが行われていない。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対応業務が多職種に渡り影響を及ぼしています。</p> <p>今後も当面の間は本業務が継続されると予測されるため、業務の分散と職員の健康管理に努めていきます。</p> <p>「実施中」 現金取扱員の任命手続きを行いました。</p> <p>今後、伊勢市会計規則に準じて、病院事業会計規程の改正を行うこととします。</p> <p>「実施中」 復命書の作成については、期限内に作成するなど、適正な事務処理を行うよう対応します。</p> <p>「措置済み」 委託契約書に関する仕様の詳細を定めた書類について、委託業者と内容確認を行い、委託契約書に添付し、双方で保管することとしました。</p> <p>「実施中」 負担金の支払いについては、立替払いを行わないよう、適正な事務処理を行うよう対応します。</p> <p>「措置済み」 病院駐車場の部外への貸し出しについて、病院事業会計規程に定められた行政財産の目的外使用許可手續きを行いました。</p>
---	--

【上下水道部】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
下水道事業	（１）下水道使用料の徴収猶予申請について、申請書を供覧しているのみで、徴収猶予を決定する決裁文書が作成されていない。適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 令和３年度より、適正に処理を行っています。

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
学校教育課	（１）各小中学校への依頼文書の起案文書について、決裁時に手書きで添削された文書のみが添付されており、実際に送付した文書の内容が残されていない事例があった。適切な事務処理をされたい。	「措置済み」 当該文書については、実際に送付した修正後の文書を起案文書に添付し直すとともに、今後は適正な事務処理を行うよう職員に指導しました。
社会教育課	（１）業務委託費の支出について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 適正な決裁権者に是正しました。今後、事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努めます。
スポーツ課	（１）施設使用料の領収書控について、年度や内訳を後から記載、訂正している事例があった。領収書の記載内容を十分確認するよう、管理業務の受託者に指導されたい。	「措置済み」 施設使用料の領収書控への追記や訂正については、施設管理担当者及び施設職員への再発防止の徹底及び誤記した場合の対処方法を改めて指導しました。
教育研究所	（１）授業等で児童が使用する端末機等を紛失する事例が３件あった。公金で賄われた大切な備品であることはもちろんのこと、紛失等によって児童の学習機会が損なわれることのないよう適切な備品管理の指導を各学校に徹底されたい。	「措置済み」 全ての通常学級に施錠が可能な端末保管庫を設置しました。 その上で、各学校で、適切に管理されるように指導しました。
各小中学校・幼稚園	（１）通帳への入金を失念し、現金で長期間保管していた事例があった。現金での保管は紛失等につながるリスクを伴うものである。適切な	「措置済み」 就学援助学用品費の現金支給希望者分を、統一通帳から出金し該当事業の通帳に入金する作業を同日に出来

	<p>事務処理をされたい。</p> <p>(2) 学校口座の通帳に一部精算処理がなされていないものが見受けられた。速やかに精算処理を行うとともに、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 委託事業の経理事務において、立替払いを行っている事例があった。立替払いの発生に注意し、適切な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 薬品管理記録簿について、購入年月日や残量が記載されていないものや記載内容が誤っているものがあった。使用状況を正確に記録し薬品保管に努められたい。</p>	<p>なかったことが原因のため、今後は即日実施するようにし、再発防止に努めます。</p> <p>「実施中」 公金の取扱いに準じた適正な事務処理を行うよう教育委員会から指導し、精算処理を実施中です。 再発防止策として、委託事業用の通帳を新たに作り、精算処理の進捗をわかりやすくするとともに、年度末に精算処理の再確認を改めて徹底するようにしました。また、精算処理の際に現金保管を避けるため、支払い相手との調整をより密にし、現金保管を行わないように改善しました。</p> <p>「措置済み」 立替払いをした際の領収書については早急に徴収し、簿冊に保存しました。併せて、立替払いは原則禁止である旨の徹底を図りました。</p> <p>「措置済み」 記載漏れや記載誤りの箇所については確認し記載・修正するとともに、今後記載誤りが生じないように改めて校内で指示・指導を行いました。</p>
--	--	---